

議案第46号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立馬橋保育園の項中「杉並区高円寺南三丁目16番14号」を「杉並区梅里二丁目34番22号」に改める。

第2条 杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立馬橋保育園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

馬橋保育園の位置を変更する等の必要がある。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例																
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">杉並区立馬橋保育園</td> <td style="text-align: center;">杉並区梅里二丁目34番22号 ——</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	位置	略	略	杉並区立馬橋保育園	杉並区梅里二丁目34番22号 ——	略	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">杉並区立馬橋保育園</td> <td style="text-align: center;">杉並区高円寺南三丁目16番14号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	位置	略	略	杉並区立馬橋保育園	杉並区高円寺南三丁目16番14号	略	略
名称	位置																
略	略																
杉並区立馬橋保育園	杉並区梅里二丁目34番22号 ——																
略	略																
名称	位置																
略	略																
杉並区立馬橋保育園	杉並区高円寺南三丁目16番14号																
略	略																

第2条による改正（杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を</p>

次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
略	略

2 略

次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
杉並区立馬橋保育園	杉並区梅里二丁目34番22号
略	略

2 略